

労働・社会保険関係

Q 社宅貸与に伴う労働者の利益は、労働・社会保険で賃金とみなされるか

社員に住宅を貸与している場合、労働保険・社会保険に関して賃金（報酬）と認められるのはどのような場合でしょうか。労働者から一部利用料を徴収している場合と徴収していない場合とでは違いがあるのでしょうか。具体的には当社では、借上げ社宅について10万円の家賃に対して、本人から3万円の利用料を徴収しています。（東京都 F社）

A 労働保険は、原則賃金に該当しない。社会保険は、都道府県ごとの標準価額が報酬に該当する

回答者 浅野路子 あさの みちこ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

住宅の貸与によって労働者が受ける利益が賃金に該当するか否かについては、労働保険と社会保険では取り扱いが異なります。

それぞれの考え方を確認してみましょう。

1. 労働保険の場合

労働保険では、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下、徴収法）2条2項で、「賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの」が賃金に該当すると定めています。

ただし、事業主が労働者に支払うものであっても、任意的・恩恵的に支給されるものや、実費弁償的なものについては、労働の対償として支給するものではないことから、賃金には該当しないとされています（昭22.9.13 発基17ほか）。

また、通貨で支給されるものだけでなく、食事、被服、住居等、現物で支払われるものについても、徴収法施行規則3条により、その範囲や評価額は所轄労働基準監督署長または所轄公共職業安定所長が定めるとされていることから、賃金に該当する場合があります。

したがって、ご質問のケースのような住宅の貸与によって受ける利益についても、賃金に該当し得るということとなります。

では、「住宅の貸与による利益」が賃金に

該当するか否かについて、もう少し詳しく確認してみましょう。

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課編の『改訂新版 労働保険徴収法』によれば、「住居の利益は、賃金になり得る。ただし、住居施設等を無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない」とされています（[図表1]-）。

これに対して、住宅の貸与を受ける者との均衡を図る意味合いで、住宅の貸与を受けない者に対して、「均衡手当」が支給されている場合には、次のように、住宅賃貸料の徴収の有無によって賃金となる場合があります。

まず、住宅の貸与を受けている者から住宅賃貸料が徴収されない場合（[図表1]-）は、住宅の貸与による利益が明確に評価されることから、均衡手当の金額が賃金に該当します。

また、住宅の貸与を受けている者から住宅賃貸料が徴収されている場合は、徴収額が実際の費用の3分の1以下であれば、実際の費用の3分の1と徴収されている賃貸料との差額が賃金に該当し（[図表1]-）、徴収額が実際の費用の3分の1を超える場合は、賃金には該当しません（[図表1]-）（昭22.12.9 基発452）。

図表1 賃金・報酬への該当・非該当

均衡手当 支給の有無	賃貸料控除の有無		賃金・報酬への該当・非該当	
			労働保険	社会保険
均衡手当の 支給なし	賃貸料の控除なし		賃金には該当しない	標準価額が報酬に該当
	賃貸料の控除あり			標準価額と賃貸料との差額が報酬に該当（標準価額を超える賃貸料が控除されている場合は報酬に該当しない）
均衡手当の 支給あり	賃貸料の控除なし		均衡手当の額が賃金に該当	標準価額が報酬に該当
	賃貸料の 控除あり	実際の費用の 1/3以下を控除	実際の費用の1/3と賃貸料 の差額が賃金に該当	標準価額と賃貸料との差額が報酬に該当（標準価額を超える賃貸料が控除されている場合は報酬に該当しない）
実際の費用の 1/3超を控除		賃金には該当しない		

図表2 社会保険の標準価額算出方法

例) 東京都で12畳の住宅を貸与する場合

H20. 4. 1現在 東京都の標準価額 1360円（1畳，1カ月当たり）

$1360円 \times 12畳 = 1万6320円 \rightarrow$ 当該住宅の標準価額

2. 社会保険の場合

一方、社会保険では賃金を「報酬」といい、健康保険法および厚生年金保険法3条で、「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもの」が報酬に該当すると定められています。

労働保険と同様で、任意的・恩恵的に支給されるものや、実費弁償的に支給するものについては、報酬には該当しません。

また、通貨で支給されるものだけでなく、食事、住宅等の通貨以外の現物で支払われるものについても一定のものは報酬となり、地方社会保険事務局長が都道府県ごとの物価に合わせて定めた標準価額に基づいて現物を通貨に換算します。

したがって、社会保険については、住宅の貸与によって受ける利益が報酬に該当します。

具体的には、都道府県ごとに定められた1畳当たりの1カ月の金額を基に、報酬となる標準価額を算出します[図表2]。

住宅の貸与を受けている者から、住宅賃貸料が控除されていない場合は、算出した標準価額が報酬に該当します([図表1]-)。

また、住宅賃貸料が控除されている場合で、

控除額が標準価額未満の場合は標準価額と控除額との差額が報酬に該当し、控除額が標準価額を超える場合は、住宅の貸与によって受ける利益は報酬に該当しません([図表1]-)。

3. ご質問の場合

最後に、前述を踏まえてご質問の場合を考えてみましょう（均衡手当の支給はないものと仮定します）。

労働保険については、利用料を徴収しているか否かにかかわらず賃金には該当しません。

社会保険については、利用料と「住宅の標準価額」との比較で判断します。ここでは、利用料と「家賃」との比較ではない点に注意が必要です。

利用料が標準価額に満たない場合は、その不足する額が報酬に該当し、利用料が標準価額を超える場合は、住宅の貸与によって受ける利益は報酬に該当しません。利用料を徴収していない場合は標準価額が報酬に該当します。

ご質問では3万円の利用料を徴収しているとのことですので、標準価額を算出したうえで3万円と比較し、標準価額に不足する額があればその額が報酬に該当し、標準価額が3万円以下であれば、住宅の貸与によって受ける利益は報酬に該当しません。